JR東海労ニュース

№1639 2011年12月15日 JR東海労働組合

酒気帯びデッチ上げ報復処分の無効と名誉回復を求めて 第3回報復処分撤回裁判開催される!

12月14日、東京地裁第527号法廷において、50名を超える組合員・OB が結集する中で第3回口頭弁論が開催されました。

今回の口頭弁論で、原告(組合側)代理人は、被告(会社側)が、減給処分を発令した理由として、「複数の管理者が酒の臭いを確認した」ことによる総合的な判断と主張していることについて、その問題点を的確に明らかにしました。

それは、原告に対し、出勤時点呼時には何ら酒の臭いなど指摘しなかったのに、出勤してから3時間も経ってから酒の臭いを問題にしたことは、酒の臭いは飲酒から時間が経つ程に臭いが軽減するという経験則に反するもので、まさに酒気帯びをデッチ上げた処分であること。さらに、会社が定める酒気帯びの基準値であるアルコール濃度0.1mg/%より検知濃度が低かった場合は、当然なことですがこれまで誰一人として乗務不適になっていないことから、今回アルコール濃度が0.071mg/%でありながら乗務不適とした上、減給処分を発令したことは処分権の乱用に他ならないことを明らかにしました。

弁論終了後の報告集会では、弁護士、本部、新幹線地本、分会プロジェクトの代表からそれぞれ挨拶を受け、最後に原告の斉藤さんから力強い決意が述べられました。

次回は、被告(会社側)の反論が書面で提出される予定で、以降、いよいよ証人尋問に入ります。会社がどんな立証計画を立ててくるのかわかりませんが、最初に酒臭いとデッチ上げた小川営業科長には是非とも、証言台で証言してほしいものです。

次回、第4回口頭弁論は2月8日(水) 10時30分より、東京地裁527号法廷で行われます。多くの組合員の結集をお願いします。